

岡山県居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）に基づく居宅介護職員初任者研修等を行う事業者（以下「事業者」という。）の指定について、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(研修の課程及び目的等)

第2条 事業者が実施する居宅介護職員初任者研修等における各課程は、居宅介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）、障害者居宅介護従業者基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（以下「重度訪問介護基礎課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修追加課程（以下「重度訪問介護追加課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修統合課程（以下「重度訪問介護統合課程」という。）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（以下「重度訪問介護行動障害支援課程」という。）、同行援護従業者養成研修一般課程（以下「同行援護（一般）課程」という。）、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「同行援護（応用）課程」という。）、行動援護従業者養成研修課程（以下「行動援護課程」という。）、の9課程とし、各課程の目的は次の表に掲げるとおりとする。

課程	趣旨及び内容
初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護基礎課程	重度の肢体不自由者であって常時介護を必要とする障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的とする。
重度訪問介護追加課程	重度訪問介護基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的とし、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、重度訪問介護基礎課程と重度訪問介護追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りでない。）
重度訪問介護統合課程	重度訪問介護基礎課程、重度訪問介護追加課程及び社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）を統合したものとして、重度訪問介護に関する包括的な知識及び技術を習得することを

	<p>目的とする。</p> <p>なお、基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等に基づいて行うものとする。</p>
重度訪問介護行動 障害支援課程	<p>重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。</p> <p>本研修課程については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」と同内容であることから、本研修課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」にて行うものとし、指定の募集は執り行わないものとする。</p>
同行援護（一般）課程	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。</p>
同行援護（応用）課程	<p>サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）</p>
行動援護課程	<p>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。</p> <p>本研修課程については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」と同内容であることから、本研修課程は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）」にて行うものとし、指定の募集は執り行わないものとする。</p>

2 各課程の研修修業年限は、次のとおりとする。

課程	研修期間
初任者研修課程	原則として8月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内として差し支えない。

基礎研修課程	原則として4月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護基礎課程	原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護追加課程	原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。 また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合には、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
重度訪問介護統合課程	原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
同行援護（一般）課程	原則として3月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5月の範囲内として差し支えない。
同行援護（応用）課程	原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。 また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合には、原則として4月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、7月の範囲内として差し支えないが、応用課程の修了日は、一般課程の修了日以後とすること。

3 各課程の研修カリキュラム及び時間数は、別表のとおりとする。

（事業者の指定申請）

第3条 事業者の指定は、第2条第1項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として募集を開始する日の60日前までに、居宅介護従業者養成研修事業者指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

ただし、（6）及び（7）の書類については、初回申請時を除き、内容に変更がない場合は省略することができる。

- （1）居宅介護従業者養成研修事業者研修計画申請書（様式第2号）
- （2）学則
- （3）事業収支予算書（様式第3号）
- （4）居宅介護従業者養成研修事業実習施設等利用承諾書（様式第4号）
- （5）講師履歴書（様式第5号）
- （6）申請事業者の資産状況
- （7）申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の規約
- （8）受講生募集に係る募集案内等（受講資格、受講定員、受講者負担金、使用テキスト）
- （9）誓約書（様式第7号）

2 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、前項に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 添削指導に関する問題形式一覧及び添削指導日程（様式第6号）
- (2) 添削指導に関する問題集
- (3) 解答用紙及びその模範解答集
- (4) 面接指導の実施期間における講義室及び演習室使用承諾書

（事業者の指定）

第4条 知事は、前条の申請があつた場合、次に定める条件を満たすものについて、事業者の指定を行うこととする。

(1) 申請者

ア 法人格を有する者であること。ただし、次の各事項に掲げる要件のいずれをも満たす者は、法人に準じて取り扱うものとする。

- (ア) 代表者が定め、団体の組織運営に関する責任関係を文書によって定めていること。
- (イ) 保健・福祉事業について継続した活動実績を有していること。
- (ウ) 法人に準じた会計処理を適切に実施していること。

イ 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な人員、施設等の事務的能力及び研修の安定的な運営に必要な財政基盤を有すること。

ウ 研修に係る経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等、研修に係る収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 研修が、原則として岡山県内で行われること。

オ 研修に係る事務等を行うための事業所が岡山県内に設置されていること。

カ 本要綱に定める内容の研修を継続的に毎年1回以上実施すること。ただし、研修事業の休止を届出たときは、この限りではない。

キ 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57条）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
- (イ) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 講義の講師及び助手の配置

ア 各科目のそれぞれの科目を教授するに相当と認められる資格及び実務経験を有する者が講師及び助手を担当すること。（同行援護（一般・応用）課程を除く。）

イ 同行援護（一般・応用）課程については、別紙「同行援護従業者養成研修の研修内容及び担当講師・助手の基準」の要件を満たし、各課程のそれぞれの科目を教授するに相当と認められるものとする。ただし、この要件に定めのない者で、その業績から、当該科目を教授するに相当であると認められるものについては、知事の承認を得て担当することができる。

(3) 演習の講師及び助手の配置

- ア 各科目のそれぞれの科目を教授するに相当と認められる資格及び実務経験を有する者が講師及び助手を担当すること。（同行援護（一般・応用）課程を除く。）
- イ 同行援護（一般・応用）課程については、受講生が20名を超えて演習を実施する場合は、講師に加え、受講生20名につき助手を1名以上配置すること。ただし、交通機関利用の演習・実習については、受講生10名につき、講師と助手を合わせて1名以上配置すること。

(4) 研修施設

ア 講義室及び演習室

十分な広さと設備を有しており、研修を実施するにあたり、適切な環境条件にある会場を講義室及び演習室として確保すること。

イ 実習施設

各科目に合わせて適切に実習を実施できる施設を実習施設として確保すること。

なお、重度訪問介護従業者養成課程（統合）については、重度訪問介護事業所との連携等により、実習を行うのに適当な体制を確保すること。

(5) 学則

申請者がみずからの研修の内容を明らかにするために、次に掲げる事項を記載した学則を定めること。

- ア 開講目的
- イ 申請者の名称、所在地及び事業者番号
- ウ 実施する研修課程及び講義の形式
- エ 研修の名称
- オ 実施場所（講義、演習、実習を実施する施設の名称）
- カ 研修実施期間
- キ 研修カリキュラム
- ク 講師氏名
- ケ 使用テキスト（テキストの名称及び出版社名等）
- コ 添削指導、面接指導の体制、方法等（講義を通信形式で行う場合のみ。）
- サ 研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む。）
- シ 遅刻、早退及び欠席の取扱い
- ス 補講の取扱い（実施方法及び補講に係る費用等を含む。）
- セ 受講の取り消し及び返金の有無
- ソ 修了証明書等の交付
- タ 受講資格及び定員
- チ 受講手続（受講決定方法を含む、募集要領等）
- ツ 受講料、演習費、実習費等及び支払い方法
- テ 科目免除の取扱い（手続き方法等を含む。）
- ト 受講者の個人情報の取扱い

- ナ 受講中の事故等の対応
- ニ 研修担当部署（担当者）及び連絡先（問合せ先）
- ヌ その他研修に関する事項

(6) 研修内容

- ア 研修カリキュラムの内容が、別表に定める内容以上であること。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができることとする。
- イ 研修カリキュラムの時間数が、別表に定める時間数（実時間）以上であり、別途適切な休憩時間を設けること。
- ウ 講義を通信の方法によって行う場合は、次の基準に適合していること。
 - (ア) 添削指導及び面談指導により、適切な指導が行われること。
 - (イ) 添削指導及び面談指導により、適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
 - (ウ) 面接指導の時間数は、基本研修課程に係るものにあつては3以上、重度訪問介護（追加・統合）課程、同行援護応用課程にあつては1以上であること。
 - (エ) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を行わない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第22条及び第22条の2に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第17条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、ア・イに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - ア 告示第1条第3号から第7号及び第20号に規定する研修として指定等を受けた研修事業者
 - イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する研修として指定を受けた研修事業者
- (4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児

入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

- (7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
- (10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 第1号に該当する者
 - ウ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - エ 第7号及び第8号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条に該当する者であるとき。
- (12) 前各号のほか、適正な研修の実施能力を有しない者と認められる相当な理由があるとき。
- 3 知事は、申請の内容が適当でないとき、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下することができる。

(研修の指定申請)

第5条 事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、開講日の180日前から30日前までに知事に申請しなければならない。また、指定の申請は研修の課程ごと（複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。）とする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 実施する研修課程

(3) 研修日程及び実施場所

(4) その他指定に関し必要があると知事が認める事項

2 前項の規定による申請は、事業者の指定を受けていない場合にあつては、第3条に規定する事業者の指定申請と併せて行うものとする。

(研修の指定)

第6条 知事は、前条の申請があつた場合、第4条第1項に定める要件を満たすものについて、研修の課程ごとに、第2条第1項に掲げる研修として指定する。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(受講の募集)

第7条 事業者及び申請者は、前条に規定する研修の指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

(修了証明書の交付等)

第8条 事業者は、受講者を第2条第1項に掲げる研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）と認定した場合、研修修了者に対し、修了証明書（様式第12号）及び携帯用修了証明書（様式第13号）（以下「修了証明書等」という。）を遅滞なく交付しなければならない。

2 事業者は、修了証明書等の交付を受けた者から紛失等による再交付の申出があつた場合は、修了証明書等の再交付をしなければならない。

3 事業者は、修了証明書等の交付を受けた者から修了証明書等の記載事項の変更による書き換えの申出があつた場合は、修了証明書等の書換交付をしなければならない。

4 前項の規定により修了証明書等の書換交付を行った事業者は、書換交付をした者の修了者名簿を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、各研修終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した居宅介護従業者養成研修修了者名簿（様式第8号）及び別に定める書類を添付して、知事に報告しなければならない。（様式第11号）

(1) 修了証明書番号

(2) 研修修了者の氏名

(3) 修了年月日

(4) その他必要があると知事が認める事項

2 知事は、前項の規定により提出された修了者名簿に記載の個人情報について、適正に管理する。

3 知事は、事業者が廃業等によって前条第2項の規定による再交付又は同条第3項の規定による書換交付を行えなくなつたと認める時は、当該事業者が実施した研修の研修修了者からの申出により、修了証明書等を再交付又は書換交付する。

(変更の申請)

第10条 事業者は、指定を受けた内容に関して変更が生じた場合は、変更の内容を記載した書類を、変更を決定した日から10日以内に知事に申請しなければならない。(様式第9号)

(研修中止の申請)

第11条 事業者は、指定を受けた研修をやむを得ない事情により中止する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、中止を決定した日から10日以内に知事に申請しなければならない。(様式第9号)

- (1) 中止する研修の名称
- (2) 中止する研修課程
- (3) 中止する研修日程
- (4) 中止する理由
- (5) その他必要があると知事が認める事項

(事業休止の申請)

第12条 事業者は、当該年度において研修を実施しない場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、休止を決定した日から10日以内に知事に申請しなければならない。(様式第10号)

- (1) 休止する研修の名称
- (2) 休止する研修課程
- (3) 休止する年度
- (4) 休止する理由
- (5) その他必要があると知事が認める事項

(事業再開の申請)

第13条 事業者は、休止した研修の事業を再開する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、再開を決定した日から10日以内に知事に申請しなければならない。(様式第10号)

- (1) 再開する研修の名称
- (2) 再開する研修課程
- (3) 再開年月日
- (4) その他必要があると知事が認める事項

(事業廃止の申請)

第14条 事業者は、研修の事業の全て又は一部の課程を廃止する場合又は2年を超えて研修を実施しないこととした場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、廃止を決定した日から10日以内に知事に申請しなければならない。(様式第10号)

- (1) 廃止する研修の名称

- (2) 廃止する研修課程
- (3) 廃止年月日
- (4) 廃止する理由
- (5) その他必要があると知事が認める事項

- 2 知事は2年を超えて研修を実施していないにもかかわらず、事業廃止の届出を提出していない事業者は、事業を廃止したものとみなす。
- 3 事業を廃止した事業者は知事が第9条第3項に該当すると認める場合を除き、引き続き第8条第2項から第4項までの業務（修了証明書等の再交付、記載事項の書換交付及び書換交付に伴う知事への報告）を継続して実施しなければならない。

(調査等)

- 第15条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対し質問し、若しくは事業所に立ち入り、研修に関する書類や設備・教材等を調査することができる。
- 2 知事は、前項の調査の結果、研修の実施に関して必要があると認めるときは、その事業者に対して是正又は改善を求めることができる。
 - 3 知事は、前項に定める是正又は改善が認められるまで、研修の中止を求めることができる。

(勧告、命令等)

- 第16条 知事は、事業者が第4条1項に定める要件を満たしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、要件を満たすべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の取消し等)

- 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- (1) 事業者又はその代表者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (2) 第3条から第6条に規定する申請、第9条に規定する報告、第10条から第14条に規定する届出について虚偽があったとき
 - (3) 事業者が、虚偽又は偽造した修了証明書等を研修修了者又はその他の者に交付したとき
 - (4) 事業者が、第15条第1項の規定により報告又は書類の提出若しくは提示を命ぜられてもこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき

- (5) 事業者が、第15条第1項の規定により出頭を求められてもこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (6) 事業者が、前条第3項の規定による命令に、正当な理由なく定める期間内に従わなかったとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が、研修の実施に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

(聴聞の機会)

第18条 知事は、第4条又は第6条に定める指定を行わない場合又は前条に定める指定の取消し等を行う場合、当該事業者に対し、弁明の機会を与えるための聴聞を行う。

(関係書類の保存)

第19条 事業者は、研修の実施に係る関係書類を備え、各研修の終了する年度の最後の日から5年間保存しなければならない。ただし、修了者名簿は永久保存とする。

2 事業者は、書類の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

(安全管理)

第20条 事業者は、研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

2 この要綱に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月6日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する事業より適用する。これにより、「岡山県同行援護従業者養成研修事業者指定要綱（令和3年4月1日施行）」は廃止

する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、現に廃止前の「岡山県居宅介護初任者研修等事業者指定要綱」及び「岡山県同行援護従業者養成研修事業者指定要綱」(以下旧要綱という。)による指定の申請を受理しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際に、現に旧要綱により事業者の指定を受けている事業者(事業者としてみなすこととした者を含む。)は、指定を受けている課程と同一の課程に限り、第4条の規定による指定を受けた事業者とみなす。
- 4 この要綱の別表7及び別表8の同行援護従事者養成(一般課程及び応用課程)に関する規定は、令和7年4月1日以降に実施する研修から適用し、令和7年3月31日までに実施する研修においては、この要綱の改正前の旧要綱の別紙1及び別紙2の同行援護従事者養成研修に関する規定によるものとする。
- 5 この要綱による改正後は、同行援護従業者養成研修一般課程の科目の免除の対象者は「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」の修了者とし、免除の科目及び時間等のカリキュラムについては別表7の規定によるものとする。また、改正前の「視覚障害者外出介護従業者養成研修」等の修了者の科目の免除及び、同行援護従業者養成研修応用課程の科目の免除は令和7年3月31日をもって廃止する。